

第33回 総会議事録

日 時 令和5年1月13日(金) 13時15分

場 所 山形市庁舎 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第33回総会（定例）

日 時：令和5年1月13日（金）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

第33回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 143 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 144 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 145 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 146 号 農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による農地等の
指定について

議題 147 号 事業計画変更承認申請について

議第 148 号 令和 5 年度農作業賃金・機械利用料金標準について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第 5 条届出書の受理について

(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地法第 5 条の規定による許可について

(6) 農地改良完了報告書の提出について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和 5 年 2 月 13 日（月）

(2) 次回の委員調査について 令和 5 年 2 月 9 日（木）

7 その他

- (1) 利用意向調査について
- (2) 農業者年金加入推進について
- (3) 山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 農地等利用最適化推進施策等に関する山形県との意見交換会について
- (5) 東沢地区からの要望に対する回答について

8 閉 会

第33回総会議事録

(令和5年1月13日(金) 市庁舎7階 701AB会議室)

出席委員 24名
 欠席委員 0名
 開 会 午後1時15分

<p>事務局</p>	<p>それでは、現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数24名、欠席委員数0名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 なお、本日は第1ブロックから石沢覚推進委員、第2ブロックから佐藤光作推進委員、第3ブロックから鈴木徳一推進委員、第4ブロックから三澤孝司推進委員が出席しております。 また、本日の傍聴人は0人です。 それでは、議長選出につきまして、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 議長より開会の宣告及び挨拶をお願いします。</p> <p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、7番阿部委員、8番草苅委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入ります。 議第143号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。議長。 議案書の1ページをお願いします。 議 第143号農地法第3条の規定による許可申請についてです。 なお、8月の定例総会で判断保留となった、42号案件については、申請書類の補正がされていないため、11月の定例総会で判断保留となった62号、63号案件については、指摘事項解決の連絡がありませんので、今回の議案に記載しておりません。 このたびは、議案書の2ページ69号から5ページの85号までの</p>

16 件で、農地の所在地、借受人・譲受人、貸出人・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。

議案書の 2 ページ差替え資料をご覧ください。

69 号は蔵王地区蔵王上野の田 4, 125 m²について、所有権移転による経営拡張です。

70 号は南山形地区松原の田 10, 722 m²について、所有権移転による経営拡張です。排水不良のため耕作不適地であるため、取得後に盛土による農地改良を行い、桃を栽培予定です。

71 号については、申請書受付後、直近に譲渡人が亡くなったことから、議案書から記載を削除しております。

72 号は南沼原地区沼木の畑 360 m²について、所有権移転による経営拡張で、野菜を栽培します。

73 号は千歳地区落合町の畑 465 m²について、親子間の部分受贈で、主にキュウリ、トマトなどハウス栽培を行います。

議案書の 3 ページをお願いします。

74 号は西山形地区富神前の田 2, 981. 96 m²について、残存小作地となっている借入地の買受です。

75 号は楯山地区十文字の畑 38 m²について、隣接地の買受で、取得後は、トマト等を栽培します。

76 号は西山形地区大道端の田 1, 220 m²について、所有権移転による経営拡張で、水稻を栽培します。相続人がいないため、相続財産管理人との売買契約となります。

議案書の 4 ページをお願いします。ここで、議案書の修正がごいます。

委員調査の欄ですが、諸事情により、金子委員委にお願いしましたので、この後、記載の新関委員については全て金子委員に修正お願いします。

77 号は出羽地区七浦の現況畑について、XXXXXXXXXXに賃借権を設定した借入地の買受です。委員調査をお願いしております。

78 号は明治地区渋江の畑について、農地所有適格法人の新規参入で使用賃借権の設定です。委員調査をお願いしております。

79 号は明治地区渋江の畑について、78 号と同じ農地所有適格法人の新規参入で賃借権の設定です。委員調査をお願いしております。

80 号は大郷地区船町の現況畑 1, 112 m²について、隣接地の借受け、認定新規就農者である借人がネギを栽培予定です。

81 号は大郷地区船町の現況畑 1, 210 m²について、80 号と同じ借り人が隣接地の借受けるものです。

82 号は高瀬地区大森の田 1, 066 m²について、賃借権の設定による経営拡張です。

議案書の 5 ページをお願いします。

83 号は高瀬地区大森の田 652 m²について、82 号と同じ借人による賃借権の設定です。

84 号は高瀬地区大森の田 7, 845 m²について 82 号と同じ借人による賃借権の設定です。

議	長	<p>85号は明治地区中野目の現況樹園地2,072㎡について、使用貸借権を設定し、認定新規就農者である借人が桃を栽培予定です。以上の16件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
小松委員		<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 77号について、14番小松委員から報告をお願いします。</p> <p>14番小松です。77号案件についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。権利の種類は所有権の移転。農地保有適格法人による農地所有です。譲受人は■■■■の■■■■さんです。この方は■■■■の総会で所有権を取得し、■■■■総会で会社に賃借権設定した方です。今回の申請は、法人として所有した方が税対応も整理できるということで、今回の申請に至ったそうです。以前にも委員調査で許可を受けているため、今回の聞き取りでも何も問題ありませんでした。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>次に78号と79号について、16番金子委員から報告をお願いします。</p>
金子委員		<p>16番金子です。78号と79号についてご報告いたします。申請人、申請土地、権利種類については議案書に記載のとおりです。申請人は認定農業者ですが、この度法人化し、営農していくということで、今回の申請に至っております。法人化の理由は、従業員が最低で■■名、多い時では■■名を抱えるため、山形県元気な地域農業担い手事業を活用し、営農していくために法人化したそうです。野菜苗、花の苗などを年間■■ポット■■■■に出荷し、約■■■■万円の収益を上げているとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。無いようですので、本日出席の推進委員の方からも意見を頂きます。 ありませんか。 それではお諮りします。議第143号について、許可することに異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議第143号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>

	<p>次に進みます。 議第 144 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、上程します。 それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議長。 議案書の 6 ページをお願いします。議第 144 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。 ここで、議案書の修正がございます。7 ページと 9 ページの委員調査欄について、新関委員の記載を金子委員に修正をお願いします。 このたびは、7 ページの 3 号から 5 号までの 3 件です。 8 ページをご覧ください。 3 号は、[] から [] に位置する西山形地区柏倉の畑 184 m²で、1 種農地と判断されます。 申請人は水稻約 11ha のほか花卉、果樹等を栽培し、従業員を雇って自宅敷地の作業場で農作業を行っていますが、雇用者の駐車スペースやトラクターなどの農機具置場が不足していることから敷地拡張して農機具置場と雇用者 4 台分の駐車場を設置するものです。 9 ページをご覧ください。 4 号は、蔵王地区表蔵王の現況畑 1,072 m²と併せ、関連案件となります 18 ページの 5 条許可案件の農地に敷地拡張して駐車場を設置するものです。 委員調査をお願いしています。 10 ページをご覧ください。 5 号は、[] から [] に位置する出羽地区漆山の畑 232 m²で、2 種農地と判断されます。 申請地の市道を挟んだ場所に系列のクリニックと調剤薬局を開業予定している山形市 [] から、従業員駐車場 10 台分の貸駐車場の設置と契約を頼まれた申請者が、[] の [] に向けて貸駐車場を設置しようとするものです。 以上の 3 件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしく願います。</p>
事務局	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 4 号について 14 番小松委員から報告をお願いします。</p>
議長	<p>14 番小松です。4 号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。申請人は隣接地で [] を経営しておりますが、以前から駐車場不足を指摘されており、隣の [] より来店するお客様もおり、今回自分の土地を駐車場として利用するために申請したものです。特に道路を渡って来店する方もおり危険だということもあり、今回の申請に至ったものであります。汚水・生活雑排水はなし、雨水は砂利敷なので地下浸透です。以上、調査の結果、許可相当と判断した</p>

議 長	<p>次第です。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
草 苧 委 員	<p>8番草苧です。4号案件ですが、[]を経営しているわけですが、経営は[]での経営か[]での経営かお聞きしたい。</p>
事 務 局	<p>聞き取りで、[]での経営ということです。</p> <p>(草苧委員了承)</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>では、推進委員さんからも、何かありませんか。</p>
佐 藤 委 員	<p>第2ブロックの佐藤です。4号案件については、今度[]が出来るところの近くで、常々駐車場が狭いと思っていました。道路を横断するお客様の危険性もなくなるので、良いことかと思えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>無いようですので、お諮りします。議第144号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第144号農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議第145号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議第145号農地法第5条の規定による許可申請についてです。</p> <p>このたびは、12ページの34号から14ページの44号までの11件です。</p> <p>はじめに、15ページをご覧ください。</p> <p>34号は、[]から[]に位置する千歳地区泉町の畑202㎡で、1種農地と判断されます。</p> <p>譲受人は、[]の実家に[]で住まいしておりますが、将来を考え戸建住宅の建築を計画し、自身が希望する環境にある当該農地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。</p>

16 ページをご覧ください。

35 号は、蔵王地区蔵王半郷の田・畑で、建築条件付き売買予定地の分譲です。委員調査をお願いしています。

17 ページをご覧ください。

36 号は、[] から [] に位置する千歳地区落合町の畑 60 m²で、2 種農地と判断されます。譲受人は隣接地で [] を営んでいますが、[] の資材の保管場所が不足していることから、当該農地を譲り受け、資材置場を設置しようとするものです。

18 ページをご覧ください。

37 号は、蔵王地区表蔵王の現況畑 642 m²と併せ、先に審議いただきました [] の [] の農地と併せ、敷地拡張して駐車場を設置するものです。委員調査をお願いしています。

19 ページをご覧ください。

38 号は、[] から [] に位置する、鈴川地区高原町の畑 184 m²で、1 種農地と判断されます。借人は、[] に [] で住まいしておりますが、[] 手狭になっていることから、申請人の一人である夫の祖父から併用地の宅地と併せて、当該農地を借り受け、農家分家住宅を建築しようとするものです。

20 ページをご覧ください。

39 号は、[] から [] に位置する、高瀬地区切畑の畑 138 m²で、2 種農地と判断されます。借人は、市内の [] に [] で住まいしておりますが、将来、家族が増えることや両親の介護等を考え、併用地の宅地と併せて当該農地を父から借り受け、一般住宅を建築しようとするものです。

21 ページをご覧ください。

40 号は、[] から [] に位置する、飯塚地区飯塚町の畑 146 m²で、3 種農地と判断されます。譲受人は、申請地の隣に住まいしておりますが、庭や駐車スペースが無いことから、隣接する当該農地を譲り受け、敷地拡張して駐車場と一部家庭菜園に利用するものです。

22 ページをご覧ください。

41 号は、[] から [] に位置する楯山地区青柳の畑 498 m²で、2 種農地と判断されます。

譲受人は、[] に [] で住まいしておりますが、勤務先の [] に [] には出勤しなければならないこと、子供を申請地近くの両親宅に預けて共働きをする予定であることから、戸建住宅の建築を計画しましたが、申請地に代えて希望する環境にある土地を探せなかったため、当該農地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。

23 ページをご覧ください。

42 号は、楯山地区新開の畑で、建築条件付き売買予定地の分譲です。委員調査をお願いしています。

	<p>24 ページをご覧ください。</p> <p>43 号は、[] から [] に位置する千歳地区落合町の畑 309 m²で、[] 付けて [] の [] を受けた案件です。このたびは、関連案件となります [] の [] [] がありましたので、山形市農地転用許可関係事務取扱要領第 8 の(1)により [] と同時に処理を行うものです。譲受人は、所有権移転による [] の [] の [] を受けましたが、融資を受けるにあたり、許可後、[] が [] を [] とすることとなったため、計画を変更し、使用貸借権の設定による許可を受けようとするものです。</p> <p>25 ページをご覧ください。</p> <p>44 号は、[] から [] に位置する楯山地区青柳の畑 358 m²で、河川改修に伴う仮設事務所及び駐車場の設置です。借人は [] から [] の河川改修工事を請け負ったことから、[] に [] を受けた事業者ですが、地元要望により管理用道路の舗装や側溝工事等の追加工事を請け負うことになり、改めて仮設事務所及び駐車場の設置について申請があったものです。</p> <p>以上 11 件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>35 号について、16 番金子 委員から報告をお願いします。</p>
<p>金 子 委 員</p>	<p>16 番金子です。35 号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。申請理由ですが、申請人は山形市で不動産業を営んでおりますが、この度収益を上げるために申請に至ったとのこと。市街化区域に隣接する小規模な農地であり第 2 種農地です。龍湖土地改良区からの意見書もあります。土地取得価格は []。1 m²あたり [] です。造成費は [] []。建築費は [] 円です。1 棟あたりの売買価格は [] 円から [] 万円を予定しているそうです。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>議 長</p> <p>小 松 委 員</p>	<p>次に 37 号について、14 番小松 委員から報告をお願いします。</p> <p>14 番小松です。37 号についてご報告いたします。先ほどの [] [] の関連でございます。駐車場が不足しているために所有権移転し、敷地拡張して駐車場にするものです。[] と合わせまして現場を確認しましたが、問題はないものと判断いたしました。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に 42 号について、14 番小松委員 から報告をお願いします。</p>

小松委員	<p>14番小松です。42号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。申請人は■■■■で不動産業を営んでおりますが、事業収益をはかるため、今回の申請に至りました。左右に農地が残っておりますが、住宅を購入される方に説明をして、問題が無いようにと注意いたしました。汚水・生活雑排水については公共下水道。雨水については地下浸透です。開発許可の見込みもあります。土地取得費は■■■■円。土地造成費は■■■■円。建築費は■■■■円です。売買価格は1棟あたり■■■■円を予定しているとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。無いようですので、お諮りします。議第145号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第145号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議第146号農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書の27ページ、議第146号農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定についてをお願いします。</p> <p>案件は27ページの3号1件です。</p> <p>3号は、風間の畑について、宅地等と一体的に利用しなければ利用が困難な農地取得の下限面積を0.1アールに指定するもので、委員調査をお願いし、地元の森谷推進委員からも意見をいただいております。</p> <p>以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>3号について、16番金子委員から報告をお願いします。</p>
金 子 委 員	<p>16番金子です。3号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。申請人は■■■■に今回の申請土地を相続しております。また、今後は■■■■が暮らしている■■■■に移るということで、宅地と合わせて売却を希望しているものです。対象地はこのままですと遊休化する恐れがありますし、30a以下の小規模農家が耕作しても、周辺の農地に影響が出ないため、調査の結果、指定することが適当と判断した次第です。</p>

梅津委員	13番梅津です。補足説明をさせていただきます。申請人は現在1人暮らしでありまして、高齢化で農地の保全もままならない状況です。宅地と共に管理をお任せする以外にない農地だと思います。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですので、お諮りします。議第146号について、指定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第146号農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等について、指定することに決めます。 次に進みます。 議第147号事業計画変更承認申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書の28ページ、議第147号事業計画変更承認申請についてをお願いします。 案件は29ページの1号1件です。 1号につきましては、先に審議いただきました■■■■■にかかる■■■■■の関連案件です。先ほど説明した理由により当初計画の所有権移転から使用貸借権に計画を変更しようとするものです。以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
草苺委員	8番草苺です。事業計画変更ということですが、以前の計画が生きているような感じで、一度取り消しをして、再度申請を出すのが良いのか。後学の為にお聞きしたい。
事務局	事業を進めていたときに、金融機関からの話を受けての変更です。すでに造成途中であり、事業を継承するしか方法がないため、今回の申請となりました。
草苺委員	8番草苺です。なんとなく前の所有権移転も生きていて、登記をしようと思えば、出来るような感じがしたので、質問させていただきました。今回の件について異論はございません。
議長	その他ありませんか。 それではお諮りします。議第147号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	<p>全員異議なしと認め、議第 147 号 事業計画変更承認申請について、許可することに決めます。</p> <p>それでは、次に進みます。</p> <p>議第 148 号令和 5 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書 30 ページ、議第 148 号令和 5 年度農作業賃金・機械利用料金標準について説明いたします。差し替え資料が無い方はいますか。別冊資料も無い方が居られましたら、事務局にてお渡しいたします。大丈夫でしょうか。それではご説明いたします。■■■■に提案させていただいたのは■■■■で提出いたしました。■■■■での再提出となります。大変申し訳ありませんでした。別冊資料をご覧ください。3 ページに作成要綱を追加いたしましたので、ご確認ください。次に別冊資料 13 ページをご覧ください。燃料費のところを草刈りを追加いたしました。燃料の変動率は 3.5% です。最後に 14 ページをご覧ください。令和 5 年度農作業賃金・機械利用料金の草刈りの項目は、検討した結果、前年と同額を提案いたします。理由としては燃料費の変動率が 3.5% と改訂基準の 5% に届いていないこと、実態調査の平均が令和 4 年度の標準より低かったことも反映させるべきと考えたためです。その他、改訂については■■■■説明したとおりとなります。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>無いようですので、お諮りします。議第 148 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第 148 号令和 5 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、原案のとおり決定することに決めます。</p> <p>これで議事を終了します。</p> <p>次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>先に議案書を送付しておりますので、報告事項 (1) から (6) まで、案件名と件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>33 ページから</p> <p>報告事項 (1)、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、20 件を受理しています。なお、34 ページ 141 号の届出事由に記載の「包括遺贈」についてですが、財産の全部または一定の割合分を特定の人に遺贈することを「包括遺贈」といい、「遺贈」とは遺言により相続人以外の者に財産を贈与することです。特定の</p>

	<p>財産を指定して遺贈する場合は「特定遺贈」といい、この場合は農地法第3条の許可を要します。</p> <p>40 ページから 報告事項(2)、農地法第5条届出書の受理について、2件を受理しています。</p> <p>42 ページから 報告事項(3)、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、38件を受理しています。</p> <p>46 ページから 報告事項(4)、農地改良届出書の受理について、2件を受理しています。</p> <p>48 ページから 報告事項(5)農地法第5条の規定による許可について、2件の許可証を交付しています。</p> <p>50 ページから 報告事項(6)、農地改良完了報告書の受理について、1件を受理しています。</p> <p>報告事項は以上です。</p> <p>それでは6連絡事項について事務局からお願いします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>はい。議長。 次回の定例総会は、令和5年2月13日、月曜日に開催予定です。委員調査について、調査日が2月9日、木曜日の予定です。調査委員は、15番新関委員、17番工藤委員にお願いしたいと思います。件数が多い場合などは18番佐藤幸悦委員にお願いする場合がございます。事務局からは以上です。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>次に、7のその他について事務局よりお願いします。</p> <p>利用意向調査について (資料に基づいて説明する。)</p>
<p>議 長</p>	<p>他に皆さんからありませんか 何もなければ、これで第33回総会を終了します。ご苦勞様でした。</p> <p>(閉会午後2時47分)</p> <p>以下余白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員